

○宮崎大学入学委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 19 年 2 月 22 日 平成 19 年 5 月 24 日
平成 22 年 9 月 22 日 令和 4 年 9 月 22 日
令和 5 年 6 月 29 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学に、宮崎大学入学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学生の入学に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学資格審査に関する事項
- (2) 入学者選抜方法のあり方及び改善に関する事項
- (3) 入学者選抜に係る高大接続改革に関する事項
- (4) 入学者選抜要項に関する事項
- (5) 入学試験問題出題者及び採点者等の選考に関する事項
- (6) 学生募集要項及び入学試験問題の作成等に関する事項
- (7) 入学試験の実施に関する事項
- (8) 第 7 条に定める専門委員会委員の選考に関する事項
- (9) 入学定員及び収容定員の管理に関する事項
- (10) 入試情報の開示に関する事項
- (11) その他入学試験に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育・学生担当）
- (2) 副学長（入試担当）
- (3) 各学部長
- (4) 入試を担当する各学部副学部長
- (5) 事務局長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 2 号の委員をもって充て、副委員長は同条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、各学部 1 名の委員を含む委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学び・学生支援機構事務部入試課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。